

平成27年度定期監査（県立病院局）

1 監査の概要

(1) 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成27年度定期監査

(2) 監査の対象

平成26年度における経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行

(3) 監査の実施

6機関について、平成27年5月から同年7月まで実施した。

区 分	本 庁 (課)	出 先 機 関 (病院)	計
県立病院局	1	5	6

(4) 監査の主眼及び重点監査事項等

監査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則に沿って運営されているか及び財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、収入事務では収入未済を重点監査事項、支出事務では需用費並びに負担金、補助及び交付金を重点監査科目として定め、厳正な監査を実施した。

2 監査の結果

(1) 結果の概要

監査を実施した6機関の経営に係る事業の管理及び財務に関する事務の執行については、4機関においては、指摘事項及び文書注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に行われていると認められたが、その他の2機関においては、指摘事項はなかったものの次のとおり是正又は改善を要する4件の文書注意事項があった。

今後とも事務事業の執行に当たっては、関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的に行う必要がある。

指 摘 事 項 (法令、規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠く事実があると認められるもの)
該当なし

文書注意事項 (指摘事項に至らない事項で、更なる的確な事務の執行等を促す必要があると認められるもの)
4件

(2) 監査結果の報告及び公表並びに講じた措置の通知

区 分	監 査 結 果	措 置 の 通 知
県立病院局	報告：平成27年10月9日 公表：平成27年10月9日	報告：平成28年3月9日 公表：平成28年3月25日

(3) 監査の結果と講じた措置の概要

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
県立病院局		
県民健康プラザ鹿屋医療セ	医業外雑収益の調定が4か月遅延している	1 再発防止の対策 再発防止の視点で監督者と企業出

機	関	名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
	ン	ター	ものがある。	納員が確実にチェックを行うほか、病院相互間で実施する自主検査や県立病院課が実施する会計指導・検査においても、適期かつ適正な事務処理がなされているかのチェックを行うこととした。
	大島病院	<p>医業未収金は、前年度より増加（収入歩合は増加）し、多額となっている。</p>	<p>1 未収債権の解消及び発生 of 未然防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医事窓口担当者と未払患者に関する情報共有を図り、来院時に窓口で支払の督促を行った。 ・医事経営事務補助員による文書督促、電話督促、訪問督促を毎日行った。 ・高額な未収とならないよう、入院患者に対し、限度額認定証申請や出産一時金の直接支払制度等の利用を指導した。 ・職員と医事経営事務補助員による時間内及び夜間督促訪問を実施した。 ・速やかな請求・収納に努めるとともに、休日等時間外診療費の預かり金制度の活用などに引き続き徹底して取り組むこととした。 ・督促や訪問徴収の強化、支払能力のある長期未納者に対する法的措置など、「県立病院事業未収金対策実施要領」等に基づく体系的な債権管理 ・債権回収に引き続き取り組むこととした。 	
		<p>年 4 回実施すべき自主検査が、3 回実施されていない。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>自主検査年間計画に基づき、確実に自主検査を実施することとした。</p>	
		<p>職員手当の不足払いがある。</p>	<p>1 再発防止の対策</p> <p>職員手当の認定作業の際に行っている複数の職員によるチェックを徹底することとした。また、自主検査において、職員手当支給状況の確認を行うこととした。</p>	